

生活保護基準引き下げに反対する会長声明

- 1 日本国憲法 25 条は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権を保障する。生活保護制度は、生活保護法によって生存権の保障を具体化した最後のセーフティネットであり、生活保護基準は、生存権の保障するところのナショナルミニマム（国民的最低限）の根幹をなすものである。
- 2 ところで、現在、国政などの場面において、生活保護基準の引き下げに向けた動きが活発化している。

平成 24 年 8 月 10 日に成立した社会保障制度改革推進法では附則 2 条において生活保護の「給付水準の適正化」を早急に行うことが明記され、これを受けて同月 17 日に閣議決定された「平成 25 年度予算の概算要求組替え基準について」では、社会保障分野も聖域視せず、生活保護の見直しをはじめとする合理化・効率化に最大限取り組み、極力圧縮に努めることが明記された。これらを受け、財務省は、同年 10 月 22 日、財政制度等審議会に生活保護基準の切り下げに向けた具体的提言を行い、現在同審議会において、平成 25 年度の予算編成に向けて生活保護の見直しの議論が始まっている。

- 3 しかし、これらの動きは、以下の点で問題がある。
 - (1) 生活保護基準引き下げが検討される背景に、近時の生活保護利用者数及び社会保障支出の増加があると言われる。しかし、その主な原因は、高齢化社会の急速な進行や雇用の流動化の中、高齢者の無年金・低年金や雇用保険の不備といった社会保障制度の不備を、生活保護が一手に引き受けていることによるであって、これらの抜本的解決を図ることなく生活保護基準の引き下げを議論するのは、安易かつ拙速であると言わざるを得ない。
 - (2) 現行基準の下でも、生活保護利用者は、必要最低限度の生活扶助費で日常生活を送っており、余裕があるといったものでは決してない。生活保護基準の切り下げにより、生活保護利用者の生活はさらに苦しいものになるが、果たしてそれが憲法の

保障する「健康で文化的な」最低限度の生活たり得るかという観点での検討は十分なされていない。

この点につき、厚生労働省は、平成24年7月5日に発表した『生活支援戦略』中間まとめ』において、一般低所得者層の消費水準と生活保護基準との比較検討を行い、平成24年12月末を目処に結論を取りまとめるとした。しかし、生活保護制度の捕捉率（生活保護の利用資格のある者のうち現に利用できている者の割合）は、平成22年4月9日付けで厚生労働省が発表した「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」においても15.7%から32.1%程度と推測され、漏給層（制度の利用資格のある者のうち現に利用できていない層）が大量に存在する現状においては、低所得者世帯の消費支出が生活保護基準以下となるのは必然である。この漏給問題の解決なくして、単純に一般低所得者層の消費実態に合わせて生活保護基準を引き下げすることは、生存権の保障を際限なく引き下げることにつながるものである。

- (3) また、最低賃金や国民年金が、就労や保険料納付を前提としない生活保護費よりも低いのは不当であるという議論もある。しかし、それは最低賃金や年金の支給額の引き上げによって解決される問題であり、最低生活保障の基準たる生活保護基準の引き下げで解決すべき問題ではない。

むしろ、最低賃金は生活保護基準を目標に定められるものとされているため、生活保護基準の引き下げは、最低賃金の頭打ちにつながり、労働者の貧困化を招く。

長野県でも平成24年10月1日によりやく最低賃金が時間額700円に達したばかりであり、より一層の増額が求められているところである。

- (4) さらに、生活保護基準は、地方税の課税最低限度額、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法の利用料の減額、就学援助の給付など、税制・福祉・教育などの各制度の適用基準に連動するものであり、生活保護基準の引き下げは、これらの制度の利用者である、主に低所得者層を直撃する負担増を強いることになる。

- (5) このように、生活保護基準の引き下げに関する議論はその前提から見直されるべきものであり、ひとたび生活保護基準の引き下げがなされれば、低所得者層を中心に、国民の生活全般に重大な影響を及ぼすことが必至なのである。

4 結論

以上から、当会は、国民全般とりわけ生活保護利用者及び低所得者層の「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かす生活保護基準の引き下げに強く反対する。

2012年（平成24年）11月10日

長野県弁護士会

会 長 林 一 樹